

令和元年台風第19号を受けての犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
の一部を改正する命令について

1 趣旨

令和元年台風第19号による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

- ※ 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生の際にも、同様の特例措置を約1年間設けている。(平成23年3月25日公布・施行。平成24年4月1日削除)
- ※ 平成28年4月14日及び16日の熊本地震発生の際にも、同様の特例措置を約1年間設けている。(平成28年4月22日公布・施行。平成29年4月1日削除)
- ※ 平成30年7月豪雨の際にも、同様の特例措置を設けている。(平成30年7月13日公布・施行)
- ※ 平成30年北海道胆振東部地震いぶりの際にも、同様の特例措置を設けている。(平成30年9月14日公布・施行)

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（規則第4条関係）

令和元年台風第19号に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（規則第6条関係）

令和元年台風第19号で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。